

別表 [F E N I C S IIユニバーサルコネクト スマートデバイスサービス Fタイプ/S]

1. ネットワークサービスの実施

乙は甲に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を実施します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、以下の体系により、複数の甲設備間をアクセス回線、アクセスポイント、FENIC Sネットワークサービス用電気通信回線およびFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、スマートフォンまたはタブレット端末（以下総称して「スマートデバイス」という）を利用したデータ通信および音声通話を利用できるようにするサービスです。

- スマートデバイスサービス Fタイプ/S
 - └基本サービス
 - ├初期サービス
 - └接続サービス
 - └通話料定額プラン
 - └オプションサービス
 - └S I M再発行サービス
 - └P I Nロックサポートサービス
 - └デバイス故障対応サービス
 - └予備機提供サービス
 - └プラン変更費用
 - └留守番電話サービス

3. ネットワークサービス実施の前提条件

(1) 乙は、ネットワークサービス用電気通信設備の安定稼働のために、本ネットワークサービスにより行われる電気通信を調査することがあります。乙は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる乙所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。また、乙は、甲が乙所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、ネットワークサービス用電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える場合には、本ネットワークサービスの利用を制限することがあります。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、甲が本ネットワークサービスを通じてスマートデバイスを利用したデータ通信および音声通話を可能とするために、FENIC Sネットワークサービス用電気通信設備に対して、本ネットワークサービスの実施に必要な所定の準備作業を実施します。

(2) 接続サービス

乙は、ソフトバンク株式会社（以下「丙」という）の提供する、「Softbank 4G LTEサービス」（以下「丙サービス」という）において提供されるパケット網をアクセス回線として、本ネットワークサービスの全てもしくは一部を継続的に提供します。また、乙は甲に対しスマートデバイスを貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与されたスマートデバイスを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与されたスマートデバイスを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、本ネットワークサービスの終了時には、スマートデバイス内のデータを消去したうえでスマートデバイスを乙に返却するものとします。

品 目	サービス内容
通話料定額プラン	国内通話、ショートメッセージサービス、およびデータ通信を可能とするS I Mカード、および本ネットワークサービスを利用するためのスマートデバイスを継続的に提供するものとします。
1 G B	インターネットから甲設備への伝送方向（下り）について最大75Mbpsまで、甲設備からインターネットへの伝送方向（上り）については最大25Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。なお、乙は、毎月（1日から末日）に、特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて1GBを超えた時点で、当該S I Mカードにかかる電気通信に対して、その月末まで、通信速度を上り下り共に最大128Kbpsに変更するものとします。
3 G B	インターネットから甲設備への伝送方向（下り）について最大75Mbpsまで、甲設備からインターネットへの伝送方向（上り）については最大25Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。なお、乙は、毎月（1日から末日）に、特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて3GBを超えた時点で、当該S I Mカードにかかる電気通信に対して、その月末まで、通信速度を上り下り共に最大128Kbpsに変更するものとします。
7 G B	インターネットから甲設備への伝送方向（下り）について最大75Mbpsまで、甲設備からインターネットへの伝送方向（上り）については最大25Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。なお、乙は、毎月（1日から末日）に、特定のS I Mカードにかかる通信量が上り下り合わせて7GBを超えた時点で、当該S I Mカードにかかる電気通信に対して、その月末まで、通信速度を上り下り共に最大128Kbpsに変更するものとします。

(3) S I M再発行サービス

乙は、甲が乙から貸与されたS I Mカードを損壊または紛失した場合には、甲の申し入れにより代替のS I Mカードを再発行します。

(4) P I Nロックサポートサービス

乙は、甲が本ネットワークサービスで使用中のスマートデバイスのS I Mについて、リセット等が必要になった場合には、甲の申し入れにより当該S I M情報のリセット等をおこないます。

(5) デバイス故障対応サービス

乙は、甲が乙から貸与されたスマートデバイスが故障または損壊した場合には、甲の申し入れにより故障または損壊したスマートデバイスを甲より一旦受け取り使用できるよう回復に努め、回復した場合は、速やかに甲に返却します。ただし、乙は、故障または損壊したスマートデバイスが回復することについて保証しません。なお、代替機の提供はありません。

(6) 予備機提供サービス

乙は、乙の責によらないスマートデバイスの故障または損壊により、本ネットワークサービスが利用できない状態になった場合に備え、あらかじめ予備のスマートデバイスを甲に貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与された予備のスマートデバイスを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、本ネットワークサービスの終了時には、予備のスマートデバイス内のデータを消去したうえでスマートデバイスを乙に返却するものとします。当該予備のスマートデバイスには、S I Mカードは付属しないものとし、甲は、故障または損壊したスマートデバイスのS I Mカードをこれに差し替えて使用するものとします。

(7) プラン変更サービス

乙は、甲による接続プランの通信量上限のいずれかひとつのプランから他のプランへの変更の申込に従い、プランの変更を実施します。

(8) 留守番電話サービス

乙は、留守番電話を利用するための所定の作業を実施します。なお、本サービスにおいては、留守番電話のメッセージの録音および録音したメッセージの再生する機能を有するものとします。

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、丙の「Softbank 4G LTEサービス」の提供区域に準ずるものとします。

6. 本ネットワーク接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおけるサービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は、接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート受付時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線のサポート受付時間帯は、丙のサポート受付時間帯に準ずるものとします。

8. 接続サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日および乙の指定する休業日を除く）の9時から17時30分までとしますが、盗難・紛失に関する対応サポートは、24時間365日とします。ただし、アクセス回線のサポート対応時間帯は、丙のサポート対応時間帯に準ずるものとします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月末日締めとし、当月1日から当月末日とします。

10. 通話サービスの適正利用

(1) 乙は、甲が本ネットワークサービスを利用して音声通話を行うにあたり、甲が次の各号の行為（当該行為を行うための準備を含む）を行ったことによって、乙または丙における他の利用者の状況と比較して利用実績が著しく高いと認められる場合、本ネットワークサービスの適用を廃止し、本ネットワークサービスを解除することができるものとします。

- a. アクセスポイントに接続し、日本国内外を問わず他の通信設備へ転送させること
- b. 会話を目的としない情報提供サービスを利用すること
- c. その他特定の電話番号に集中して通話すること

(2) 前号における本ネットワークサービスの解除は、本ネットワークサービスのサービス実施開始日に遡及して効力を生じるものとし、その場合、甲は、次の算式により定める利用料金（以下「通話定額濫用ペナルティ」という）に消費税等相当額を加えた金額を乙に対し支払うものとします。

通話料定額プランの利用料金+通話時間×100円/分

(3) 前項による通話定額濫用ペナルティのほかに、乙は甲に対し、乙および丙が被った損害（乙または丙が支払った手数料、人件費等のコスト、契約解除料、ネットワークサービス用電気通信設備の損傷を含むがこれらに限られない）の賠償を請求することを妨げるものではないことを、甲はあらかじめ承諾します。

11. 品目一覧

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

品目	型名	備考	支払種別	単位
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S 基本初期費	NS21750S		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S LTE1G音声付（M357）利用料	NS21771G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S LTE3G音声付（M357）利用料	NS21770G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S LTE7G音声付（M357）利用料	NS21769G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S LTE1G音声付（M305）	NS21750G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S LTE3G音声付（M305）	NS21751G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S LTE7G音声付（M305）	NS21752G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S SMS送信料（国内）	NS21753G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S SMS送信料（海外）	NS21754G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S 国内通話料	NS21755G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S 海外通話料	NS21756G		従量料金制（従量払）	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイス S Fタイプ/S 予備機提供費（M357）	NS21758G		従量料金制（従量払）	式

品目	型名	備考	支払種別	単位
ユニバーサルコネク ト スマートデバイスS Fタイプ/S 予備機提供費 (M305)	NS21757G		従量料金制 (従量払)	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイスS Fタイプ/S SIM再発行費	NS21751S		従量料金制 (従量払)	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイスS Fタイプ/S PINロックサポート費	NS21752S		従量料金制 (従量払)	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイスS Fタイプ/S デバイス故障対応費	NS21753S		従量料金制 (一括払)	式
ユニバーサルコネク ト スマートデバイスS Fタイプ/S プラン変更費	NS21754S		従量料金制 (従量払)	式

[変更内容]

(2015年11月26日) 本サービスの別表を適用します。

(2016年7月6日) 一部の誤記を修正します。

(2017年7月25日) スマートデバイスの機種の変更 (M357) をします。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
LTE	Long Term Evolution
SMS	Short Message Service
SIM	Subscriber Identity Module
PIN	Personal Identification Number
GB	Giga Byte
Kbps	kilo bits per second
Mbps	mega bits per second

以 上